

- ① 甲・乙・丙種の再委託欄より、行政書士への再委託を削除
 - ・行政書士は「丁種」の封印委託者として確立しており、自ら直接封印委託を受けることを可能としているため再委託より削除する。
- ② 乙種・丙種を持っている受託者でも、丁種へ委託をすることを可能とする。
 - ・車両の販売事業者においても、感染症等による社員の一時的な不足から、自身が施封をすることができない場合や、業務形態や繁忙期等の季節的なことなどから、販売に専念する際、手続き全般を依頼することができるよう丁種への委託を可能とする。